



こういきれんこう

H24.3
臨時号

久慈広域連合

東日本大震災に伴う減免制度の期間延長のお知らせ

東日本大震災により被災された第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険サービス利用者負担額及び介護保険料について、減免の期間を延長します。

介護サービス利用料の減免

	変更前	変更後
減免の期間	平成23年3月1日から平成24年2月29日までのサービス利用分	平成23年3月1日から平成24年9月30日までのサービス利用分
申請の期限	平成24年2月29日	平成24年11月30日

介護保険施設等における食費・居住費の減免については、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの利用分が対象です。（申請期限は平成24年4月2日まで）

介護保険料の減免

	変更前	変更後
減免の期間	平成23年3月11日から平成24年2月29日までの間に納期限を迎える保険料	平成23年3月11日から平成24年4月2日までの間に納期限を迎える保険料
申請の期限	平成24年2月29日	平成24年5月1日

平成23年度分までの介護保険料の減免については、平成24年5月1日が申請期限となります。お早めに申請してください。

平成24年度の保険料についても一部減免を実施します。手続きなどについては、あらためてお知らせします。